

おおふなと 農業委員会だより

発行：編集 大船渡市農業委員会
令和7年10月10日発行
TEL 0192-27-3111（内線349・350）
FAX 0192-27-3378



農地の日の活動を実施しました！



植樹方法について、市農林課職員から説明を受けました。



委員が一致団結して植樹しました。



野生動物の食害に合わないよう、1本1本、食害防止ネットをかけました。

市の花「椿」を植えて遊休農地を解消

7月15日の「農地の日」に合わせ、当委員会では7月14日に遊休農地の解消を目的とした植樹活動を行いました。「農地の日」は、岩手県農業会議が農地の確保や有効活用、遊休農地の発生防止・解消を目的として制定した日です。

今回の植樹は、市の花である椿を遊休農地に植えることで農地の有効活用を推進するとともに、令和8年3月に開催予定の「第36回全国椿サミット大船渡大会」の普及啓発も兼ねています。農業委員と農地利用最適化推進委員、合わせて13名が参加し、台風接近が心配される中、ヤブツバキの苗木20本を丁寧に植栽しました。一本一本心を込めて植え付け、今後の成長に期待を寄せながら、地域の農地がより身近に感じられる時間となりました。



植樹終了後

農業委員会の委員等について

当市の農業委員と農地利用最適化推進委員、そしてそれぞれの担当地域は、下記の一覧表のとおりです。日頃から農地の管理や活用について、地域の皆さまのご意見を伺いながら活動しています。

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿【任期：令和5年11月20日～令和8年11月19日】

氏名	委員等名	担当地域	担当（字名）
金野 たか子	農業委員	盛地域	権現堂、柿ノ木沢、木町、土手下、内ノ目、館下、田中島、沢川、宇津野沢、下館下、御山下、二本柰、中道下、東町、みどり町
		大船渡地域	富沢、地ノ森
佐藤 幾子	推進委員※	大船渡地域	赤沢、上山、新田、台、茶屋前、明神前、山馬越、猪頭、鷹頭、野々田、笹崎、永沢、上平、下平、砂子前、宮野前
鈴木 のり子	推進委員※	大船渡地域	下船渡、丸森
		末崎地域	船河原、石浜、峯岸、内田、細浦、神坂、中野、小細浦、山岸
尾形 キヨシ	推進委員※	末崎地域	平林、上山、小田、作沢、高清水、烏崎、大田、鶴巻、門之浜
熊谷 玲子 (会長)	農業委員	末崎地域	小中井、西館、中森、泊里、大豆沢、大浜、山根、赤土倉
浅野 幸喜	推進委員※	赤崎地域	中井、宮野、諏訪前、石橋前、沢田、佐野、跡浜、後ノ入、大洞、生形、山口
鈴木 力男	農業委員	赤崎地域	大立、永浜、清水、蛸ノ浦、鳥沢、長崎、外口、合足
鈴木 学	推進委員※	猪川地域	西山、大野、藤沢口、久名畑、千刈、下権現堂、前田
及川 和子	農業委員	猪川地域	轆轤石、長洞、富岡、長谷堂、中井沢、善蔵敷、今出
細谷 知成	農業委員	立根地域	野尻、舞良、寒風、小森、平田、前谷地、田谷、沼田、萱中、細野、大畑野
金 典夫	推進委員※	立根地域	小林、猫足、久保、冷清水、中野、桑原、釜石沢、堀之内、岩脇、堰口、宮田、田ノ上、下欠、向田、川原、上ノ台、関谷
佐藤 信	農業委員	日頃市地域	上甲子、中甲子、下甲子、上鷹生、下鷹生、上代、大迎、小森、庄五郎新田、大野林、上宿、中宿、下宿
近江 カズ子	農業委員	日頃市地域	平山、舟野、郷道、上小通、中小通、下小通、藤折、茂倉、長安寺、沼川
中嶋 敬治	推進委員※	日頃市地域	下板用、中板用、上板用、川内、関谷、黒森沢、坂本沢、上坂本沢、上坂本沢甲子、大森、鬼丸、田代屋敷、石橋、上石橋、蛭瀧、長岩
根内 孝	推進委員※	綾里地域	石浜、打越、熊之入、小路、坂本、清水、館、田浜上、田浜下、中曽根、野形、八ヶ森、平館、宮野
古内 文人	推進委員※	綾里地域	岩崎、大久保、大畑野、黒土田、小石浜、白浜、砂子浜、館ヶ森、大明神、殿畑、野々前、港
及川 孝子	推進委員※	越喜来地域	烏頭、大平、小出、杉下、所通、仲崎浜、浪板、東崎浜、前田、明神道
中村 亨 (会長職務代理者)	農業委員	越喜来地域	井戸洞、沖田、鬼沢、肥の田、小泊、泊、西上甫嶺、西甫嶺、東上甫嶺、甫嶺
菊地 久寿	農業委員	吉浜地域	上野～113、大野、沖田、川原、中井、平根、増館、横石
及川 建則	農業委員	吉浜地域	上野125～、扇洞、根白、十二役、千歳、向野

※農地利用最適化推進委員の略称

農業委員会の仕事とは？

農業委員会は、地域の大切な農地を守り、次の世代へ引き継いでいくために活動している組織です。

農地は一度宅地や駐車場などに変わると、元の農地に戻すことが難しいため、その利用には法律による制限があります。農業委員会は、そのルールに基づいて、農地をどう使うかを審議し、許可するかどうかを決める役割を担っています。主な内容は次のとおりです。

- 1 農地を農地のまま売ったり貸したりする場合（農地法第3条）
- 2 農地を宅地や駐車場など、他の用途に変える場合（農地法第4条）
- 3 農地を他の用途に変え、さらに売買や貸借をする場合（農地法第5条）
- 4 登記上は農地だが、現状が農地でなくなっている土地の取り扱い
 - ・駐車場や倉庫など、人の手で用途が変わった土地（農地法の適用外であることの証明）
 - ・樹木が生い茂るなど、農地に戻すのが難しくなった土地（農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断）

また、農業委員会には、「農地等の利用の最適化」の役割もあります。これは、農業を続けやすい環境をつくるための取り組みで、

- ・農業の担い手に農地が集まるようにすること
- ・遊休農地（使われていない農地）の発生を防ぎ、解消していくこと
- ・新しく農業を始めたい人を支援すること

などの活動を進めています。

農業委員会は、地域の農地を守り、有効に活用し、将来にわたって農業が続いていくように、日々重要な役割を担っています。



総会での議案審議の様子

農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修

当市の農業委員と農地利用最適化推進委員は、より良い活動につなげるため、様々な研修会に参加し、知識の習得や情報交換を行っています。

○令和7年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会(沿岸ブロック)

【日時：令和7年7月11日(金) 13:00から 会場：休暇村陸中宮古(宮古市)

本研修は、令和6年度末までに、県内すべての市町村で策定した『地域計画』の実現に向けた取組を進めるとともに、目標地図に基づく利用権の設定を促進するため、農地中間管理機構との協力体制を強化することを目的に開催されました。今後、農業委員会は関係機関や団体と連携し、計画の実現に向けて取り組みます。



全体研修の様子



グループワークの様子

○矢巾町農地等先進地視察及び情報交換会

【日時：令和7年8月22日(金) 10:20から 会場：矢巾町活動交流センター(やはぱーく)ほか

本研修は、本会委員の資質向上と業務の一層の推進を図ることを目的に開催しました。研修では、水稻直播栽培の実践事例等について学ぶとともに、矢巾町の農業委員との意見交換を行う情報交換会も実施しました。こうした学びや交流を今後の活動に生かし、地域農業の振興につなげていきます。



広宮沢地区の農地整備事業
現地視察の様子



水稻直播圃場
現地視察の様子



意見交換会終了後の記念撮影

○農地パトロール等に係る現地研修会

【日時：令和7年8月28日(木) 総会終了後から 会場：盛町字沢川地内

本研修は、農地パトロールにおける調査区分の判定方法について、現地で学ぶことを目的に開催しました。

委員は実際の農地を巡回し、現地の状況を確認しながら、調査区分の適切な判定方法や注意点について理解を深めました。また、タブレット端末を用いた現地での記録・報告方法についても学び、デジタル技術を活用した業務の効率化にも取り組みました。

現場での実践的な研修を通じて、今後の農地パトロール業務の精度向上と地域農地の適正な管理に役立てます。



農業委員会からのお知らせ

○農業委員会の許可が必要です

下記のような場合には、農業委員会の許可が必要となります。許可が必要かどうかや、申請手続きの方法、必要な書類など、詳しい内容については、農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。適切な手続きを行うことで、農地の円滑な利用や管理に役立ちますので、疑問や不安がある場合は早めにお問い合わせいただくことをおすすめします。

- ・農地を耕作目的で、売買、贈与、貸借するとき（農地法第3条）
- ・農地を耕作目的以外の用途で使用する時（農地法第4条）
- ・農地を耕作目的以外の用途で使用し、さらに、売買、贈与、貸借するとき（農地法第5条）

○農業委員会への届出が必要です

相続や贈与などにより、農業委員会の許可を受けずに農地を取得した場合は、農業委員会へ届出を提出する必要があります。（農地法第3条の3第1項）

この届出は、農地の適正な管理や利用状況を把握するための大切な手続きです。届出を行う際には、農地の登記が完了していることを証明する「登記完了証」を添付する必要があります。届出を怠ると、農地の適正な管理や今後の利用に支障が出る場合がありますので、農地を取得した際には、速やかに手続きを行いましょう。

○農地の適正管理を心がけましょう

農地を適切に管理することは、作物の生育だけでなく、地域の環境保全にもつながります。

特に、定期的な「草刈り」は重要で、放置すると雑草が繁茂し、野生動物のすみかとなることがあり、作物への被害や地域の安全面にも影響を及ぼす恐れがあります。

農地所有者の皆さんは、草刈りなど日頃からの管理を行い、農地の健全な状態を保つことが大切です。地域全体で農地を守る意識を持ちましょう。

問い合わせ先 大船渡市農業委員会事務局 電話0192-27-3111 内線349・350

「全国農業新聞」購読のご案内

農業に携わる皆さまにおすすめしたいのが、毎週金曜日に発行される「全国農業新聞」です。

全国農業新聞は、国や自治体の農業政策の動きから、現場の営農に役立つ知識や技術の紹介、地域農業の実践事例、経営の工夫、さらに暮らしに役立つ情報まで、農業全般を幅広く取り上げています。

購読料は 月額700円（年額8,400円）と大変手頃で、農業を営む方々はもちろん、農業に関心をお持ちのご家庭にもお勧めできます。新聞として読みやすいだけでなく、経営のヒントとなる情報が豊富に掲載されているのが魅力です。

地域農業を支える一助、また新しい知識や情報を得る手段として、ぜひこの機会に「全国農業新聞」をご購読ください。



全国農業新聞



全国農業新聞

新規購読者募集中！
お申込みは農業委員会へ

農地を活かし 担い手を応援する

全国農業新聞

週刊 金曜日発行
月700円 / 年8,400円
(消費税・送料込)

農業者年金に加入しませんか

農業に携わる皆さんの安心した将来を支える制度として、「農業者年金」があります。

国の制度として運営されており、農業に従事する方であれば、一定の条件を満たすことで加入できます。

加入できるのは、次のすべての条件を満たす方です。

- ・国民年金第1号被保険者 であること
- ・年間60日以上、農業に従事していること
- ・20歳以上65歳未満の方

（ただし60歳以上65歳の方は国民年金任意加入被保険者に限ります）

農業者年金は積立方式で運営されており、自らの掛金が将来の年金として受け取れる安心の仕組みです。さらに、毎月の保険料は2万円から最大6万7千円までの範囲で、1千円単位で自由に設定できるため、ご自身の経営状況や生活設計に合わせて無理なく加入できます。

また、一定の要件を満たす方には、国からの保険料助成を受けられる制度もあります。

将来の生活設計のため、また農業を続ける皆さんの安心のために、ぜひこの機会に「農業者年金」への加入をご検討ください。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

